

国立研究開発法人科学技術振興機構 殿

(機関名) ○○大学

(部署・職名)

(氏名)

《契約調印者、又は知的財産権について出願・譲渡等の権限を持つ者》

## 専用実施権等設定・移転承認申請書

委託研究の成果に係る知的財産権の専用実施権等の設定等を以下のとおり申請します。なお、専用実施権等の設定を受ける者に、●年●月●日付の同委託研究に関する委託研究契約書知財条項の規定を遵守させることを約定させます。

## 1. 本通知に係る委託研究の概要

事業名	戦略的創造研究推進事業
研究タイプ	CREST
研究領域もしくはプログラム名 (ない場合は「なし」と記載)	○○の作製・制御等の○○基盤技術
研究題目もしくは研究開発課題名	○○による○○の創製
契約番号もしくは課題番号	23-23000001
研究(開発)担当者及び所属・職名 (研究実施当時)	科学 太郎 ○○大学 光科学センター 教授
研究(開発)期間	○年○月○日 ~ ○年○月○日

※ 事業名、研究タイプ、研究領域もしくはプログラム名等は委託研究契約書に記載の名称を記載してください。

※ 契約番号もしくは課題番号は、直近のものを記載してください。契約番号が付与されていない契約は記載不要です。もし契約番号と課題番号の両方がわかる場合は両方を記載ください。

## 2. 対象となる知的財産権について

申請内容	専用実施権等の(○設定○・移転)
知的財産権の種類(注1)	特許権
登録番号又は出願番号等(注2)	特願2023-001234(日本)
専用実施権等の設定を受ける者・ 移転先の名称および住所(注3)	
設定・移転の理由(注4)	以下のいずれかを選択するとともに、その具体的な理由を下欄に記載する。 (1) 設定・移転先が、国内事業活動(製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等)において当該知的財産権を利用するため (2) 設定・移転先が、海外事業活動において当該知的財産権を利用するこ とにより、我が国に利益がもたらされるため (3) その他 (具体的な理由) 《別紙注意事項参照》
特記事項	

- ※ 本申請書は、合併又は分割による移転の場合又は、産業技術力強化法施行令第2条第3項に該当する設定・移転の場合は使用しません。左記に該当する場合は、知財様式2にて通知してください。
- ※ 本様式にて事前申請を行った場合においても、実際に専用実施権等の設定等を行った後に、改めて知財様式2にて通知してください。

(注意事項)

- (注1) 種類については、委託研究契約知財条項第1条第1号において定義する知的財産権のうち、該当するものを記載してください。
- (注2) 番号については、特許権、実用新案権、意匠権又は育成権については出願番号（国名付記）を、回路配置利用権については登録番号を、著作権については登録番号又は管理番号を、ノウハウを使用する権利については管理番号を記載してください。
- (注3) 専用実施権等の設定を受ける者・移転先が複数ある場合は、すべてを記載してください。
- (注4) 具体的な理由については、以下の要領に従って記載してください。

①理由が（1）の場合

国内事業活動の内容を以下の観点を適宜用いて具体的に説明してください。（用いる観点は、以下に限定されるものではありません。）

- ・当該知的財産権を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等の実績または具体的な計画
- ・当該知的財産権に類する技術を用いた製品の製造又はサービスの提供の実績 等

②理由が（2）の場合

海外事業活動の内容を以下の観点を適宜用いて具体的に説明してください。（用いる観点は、以下に限定されるものではありません。）

- ・当該知的財産権を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等の実績または具体的な計画
- ・当該知的財産権に類する技術を用いた製品の製造又はサービスの提供の実績 等

さらに、当該知的財産権の利用による、我が国に利益がもたらされることが明確であることを、以下の観点を適宜用いて具体的に説明してください。（用いる観点は、以下に限定されるものではありません。）

- ・移転元の知的財産戦略における当該専用実施権等設定の位置づけ（国際分業戦略等）等
- ・当該移転により知的財産権利者及び我が国にもたらされる利益の見込み 等

③理由が（3）の場合

当該専用実施権等の設定等が必要である理由を具体的に説明してください。

《制度固有の取扱い S I P／S I P 2／S I P 3 F S／S I P 3 共通》

- ・戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）については、第三者に対し、通常実施権の許諾及び専用実施権等の設定等を行う場合は、産業技術力強化法施行令第2条第3項に該当する場合であっても例外なく本申請書による事前申請が必要となります。
- ・通常実施権の許諾の申請の場合は、特記事項にその旨、記載してください。